

## 野生イノシシに豚熱ウイルスの感染が確認された地域で生産された 飼料用米の扱いについて（Q&A）

（問）野生イノシシに豚熱ウイルスの感染が確認された地域で生産された飼料用米は養豚用飼料として使用して大丈夫ですか。

（答）

飼料工場で飼料原料として利用される飼料用米は、基本的に、機械による乾燥工程や粉摺りの工程を経ており、一定のリスク低減効果があると考えられます。

飼料原料としての利用に当たっては、その他の飼料と同様に、野生イノシシや野鳥が接触しないように保管するなど、飼料の適正製造規範（GMP）ガイドライン（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）を踏まえた一般的な衛生管理（※）にご留意願います。

このような管理が行われた飼料用米については、飼料原料としての利用に制限はありませんが、養豚用飼料として使用する段階においても病原体リスクを低減することが重要です。

なお、これまで豚熱発生農場における疫学調査とその結果を踏まえた感染要因の検討会において、飼料用米が感染源として指摘されたことはありません。

※ 例えば、輸送、搬送及び補完時に原料等や製品に直接触れるタンク、車両の荷台、容器、包装、搬送機等は乾燥して清潔な状態であるものを使用する。有害鳥類や害虫対策として、トラップの設置や施設内の燻蒸等による駆除を行うこと。また、施設の開口部への防鳥ネット等による侵入防止を行う。廃棄物及び排水が飼料等を取り扱う設備へ混入することがないように、また、廃棄物の保管場所や汚水が有害鳥獣や害虫の生息場所とならないよう、適切に管理すること、など。

「飼料の適正製造規範（GMP）ガイドライン」について、詳しくお知りになりたい方は

コチラ⇒ <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/gmp.html>



—お問い合わせ先—

消費・安全局 畜水産安全管理課

担当者：飼料検査指導班、粗飼料対策班

代表：03-3502-8111（内線4537）

ダイヤルイン：03-3502-8702

FAX：03-3502-8275